

議案第 74 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 74 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを産み育てる環境のより一層の充実を図る目的で、子どもの福祉医療費助成対象を「15歳の年度末まで」から「18歳の年度末まで」に拡大するため、所要の改正を行おうとするものです。